

事務連絡  
令和2年4月30日

各都道府県消防防災主管課  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

## 消防庁予防課

### 韓国京畿道利川市における新築工事中の倉庫火災の発生について

令和2年4月29日、韓国京畿道利川市で新築工事中の倉庫で火災が発生し、報道によれば、死者は少なくとも38人にのぼるなど、大きな被害が発生しており、当庁においても、この火災の状況や原因に係る情報収集に努めているところです。これまでの報道等によれば、当該火災は、地階において溶接作業を伴う工事作業中に発生していること及び断熱材の燃焼等により急速に延焼拡大したことが考えられます。

国内でも過去に類似の火災が発生していることから、「新築の工事中の建築物の防火対策に係る注意喚起等について」(平成30年7月27日付消防予第487号)により、工事中の防火管理に係る注意喚起をお願いしているところです。引き続き、当該通知を踏まえ、火気作業中の出火防止対策や避難経路の確保などの指導等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、必要に応じて現地で確認等を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた検査等の対応について」(令和2年4月24日付事務連絡)を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

消 防 予 第 487号  
平成30年 7 月 27日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

### 新築の工事中の建築物の防火対策に係る注意喚起等について

平成30年7月26日に東京都多摩市で発生した新築の工事中の建築物の火災では、死者5名、負傷者42名（重症13名、中等症11名、軽症14名、搬送辞退等4名）の被害が発生しています（別紙「東京都多摩市における工事中の建物火災（第4報）」参照）。

現在、この火災について関係当局により火災原因の究明が行われているところであり、当庁では、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第35条の3の2に基づき、消防庁長官の火災原因の調査のため、現地に職員を派遣したところです。

現時点で出火原因等は特定されていませんが、類似の火災による被害の発生を防止するため、下記1の建築物に対し、個々の施設の態様に応じて下記2の防火対策に係る注意喚起を行い、その徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象とする建築物

次の条件を全て満たす建築物とする。なお、地域の実情に応じて適宜対象とする建築物を追加して差し支えないこと。

- (1) 新築の工事中であること
- (2) 収容人員（1日の最大時の工事従事者の数）が50人以上であること
- (3) 電気工事等の工事中であること
- (4) 外壁及び床を有する部分が存する地階の床面積の合計が5,000㎡以上であること

#### 2 防火対策に係る注意喚起事項

- (1) 管理権原者に対し、次の事項が工事現場の実態に即したものとなっていることを再確認し、必要に応じて見直すよう指導されたいこと
  - ア 消火器等の点検及び整備に関すること
  - イ 避難経路の維持管理及びその案内に関すること

- ウ 火気の使用又は取扱いの監督に関する事
  - エ 工事中に使用する危険物等の管理に関する事
  - オ 自衛消防の組織に関する事
  - カ 防火上必要な教育に関する事
  - キ 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事
  - ク 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
  - ケ 防火管理について消防機関との連絡に関する事
  - コ その他防火対象物における防火管理に関し必要な事項
  - サ 防災物品が使用されている事
- (2) 工事従事者に対し、直接又は管理権原者を通じて、以下の対策を確実に実施していることについて再点検を行うよう注意喚起されたいこと
- ア たばこ、火気管理等の出火防止対策の再周知を行うこと。特に可燃物の近くで火気を取り扱うことは危険であるため、出火防止対策の徹底を図ること。
  - イ 消火器が適切に配置されていることを確認するとともに、消火訓練等により消火器を用いた初期消火方法を習得すること
  - ウ 火災時の避難が迅速かつ円滑に行えるよう避難訓練等により火災である旨の周知方法、避難経路の再確認等を行うこと
  - エ 火災の際に迅速な119番通報が行えるよう通報訓練等により通報方法の再確認等を行うこと

事務連絡  
令和2年4月24日

各都道府県消防防災主管課 御中

消防庁予防課  
消防庁危険物保安室

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた検査等の対応について

標記については、各消防本部等においてこれまでも対応に努めていただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、建物等（防火対象物や危険物施設等）の使用開始時等において、消防法令に基づく検査等を実施する必要がある場合には、あらかじめ関係者に対し立ち会う人数を最小限にするよう働きかけるとともに、互いに十分な距離をとることができ、換気が十分になされた空間での実施やマスクの着用等、感染予防の対策を徹底するようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。